

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
が休日に當
たる翌日)

鳥取県規則第二十八号

鳥取県知事 平林鴻三

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の保母修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第一項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

3 昭和五十五年三月三十日以前に保母養成所に入学した者に係る修学資金の月額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- ◆規則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◆告示 字の区域の新設等
- 町等の区域の新設等
- 保険医療機関の指定
- 結核予防法による医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の辞退
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 開発行為に関する工事の完了

告示

鳥取県告示第四百七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年六月三日

よる下佐貫第一地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称 同上の区域（昭和五十四年二月一日現在の地番による。）

大字八日市字荒堀 大字八日市字下モ屋敷田二七一の二、二七四の一、二七五の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八日市字内荒堀四五二の二、四五三、四五四の二、四五五の二、四五六の二、四六〇の一、四六一の一、四六二の一、四六三の一、四六四の一、四六五の一、四六六の一、四六七及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八日市字岩ノ元四六八、四六九の一部、四六九の一、四七〇の一、四七一の一、四七二の一、四七三、四七四の一、四七四の二、四七五の一、四七六、四七七、四七八の一、四七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八日市字中荒堀四八〇の一、四八一、四八二の一の一部、四八二の二、四八三の一の一部、四八四の一部、四八五、四八六、四八七から四九二までの一、四九三の一、四九四の一部、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八日市字天水河原五五三の一部及び五五四の一部並びに五五三、五五四、五五五及び五七〇と一体をなす国有地の一部並びに大字佐貫字馬場川六八〇の三の一部、六八一の一部、六八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八五と一体をなす国有地の一部

水 大字八日市字天水河原五五三の一部

大字八日市字岩ノ元四六八、四六九、四七〇、四七一の二と一体をなす国有地の一部、大字八日市字中荒堀

区域を変更する
字の名称 同上の区域（昭和五十四年二月一日現在の地番による。）

大字八日市字下モ屋敷田 大字八日市字下モ屋敷田のうち二七一の二、二七四の一、二七五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字八日市字内荒堀 大字八日市字内荒堀のうち四五二の二、四五三、四五四の二、四五五の二、四五六の二、四六〇の一、四六一の二、四六二の一、四六三の一、四六四の一、四六五の一、四六六の一、四六七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

四八二の一の一部、四八三の一の一部、四八四の一部、四八五の二、四九二までの一、四九四の一部、四九五の一部、四九六の一、四九七及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八日市字下モ土居五一七の一、五一八の一、五一九の一、五二〇、五二一、五二二の一、五二三の二、五二三の一、五二五の一、五二六の一、五二八、五二九の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八日市字天水河原五三八の一、五三八の二、五四三の一、五四四から五四七まで、五四八の一、五四九から五四二まで、五四三の一部、五四四の一部、五四五から五四八まで、五四九の一、五六〇の一、五六一の一、五六二の一、五六三の一、五六四、五六五、五六六の一、五六八の一から五六八の三まで、五六九、五七〇、五七一の一、五七二の二、五七三の二、五七三、五七四の一、五七四の二、五七五の一、五七五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字佐貫字馬場川六六六の一、六六六の二、六六九、六七一から六七五まで、六七六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字佐貫字古川八八一の一、八八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八八一及び八八二の一と一体をなす国有地の一部

大字佐賀字古川	大字佐賀字馬場川	大字八日市字天水河原	大字八日市字下モ土居	大字八日市字中荒堀	大字八日市字岩ノ元
大字佐賀字古川のうち八八一の一、八八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八八一及び八八二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字佐賀字馬場川のうち六六六の一、六六六の二、六六七一から六七五まで、六七六の一部、六八〇の三の一部、六八一の一部、六八二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六八五と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字八日市字岩ノ元四六九の一部、四七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八日市字天水河原五七〇と一体をなす国有地の一部	大字八日市字天水河原のうち五三八の一、五三八の二、五四三の一、五四四から五四七まで、五四八の一、五四九から五五八まで、五五九の一、五六〇の一、五六一の一、五六二の一、五六三の一、五六四、五六五、五六六の一、五六八の一から五六八の三まで、五六九、五七〇、五七一の一、五七二の一、五七二の二、五七三、五七四の一、五七四の二、五七五の一、五七五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字八日市字下モ土居のうち五一七の一、五一八の一、五一九の一、五二一〇、五二一、五二二の一、五二三の二、五二三の一、五二五の一、五二六の一、五二八、五二九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字八日市字中荒堀四八〇の一、四八二の三、四八三の二、四九三の二、四九五の二、四九六の二及びこれらと一体をなす国有地	大字八日市字岩ノ元四七八の二、四七九の一及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第四百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町
及び字の名称

大篠津町字旭が
丘の二

同上の区域（昭和五十五年二月二十日現在の地番による。）

大篠津町字東ノ二、二二一七の一、二二一八の一、二二一九の一、二三九の二、二三〇、二三一の一、二三一の二、二三二から二五五まで、七二〇の一、七二〇の二、七二〇の三、七二〇の四、七二〇の五、七二一の六、七二一の七、七二一の九、七二一の二〇、七二一の四〇及びこれらと一体をなす国有地の一部、大篠津町字御崎灘二五九から二六三まで、二六六の五、二七〇の四、二八二の三の一部、二八五、二八七の六、二八九から二九一まで、二九二の一、二九三、二九四の一、二九五、二九六の三、二九七の一から二九七の三まで、二九八の一、二九八の二、二九八の五、二九八の六、二九九、四六七、六一七、六一四の一から六一四の四まで、六二五、六二六、二〇二九及びこれらと一体をなす国有地、大篠津町字下三間割三七四、四二四、四二四の二、四二五から四三〇まで、四三〇の一、四三三から四三五まで、四三六の一、四三七の一、四三七の四、四三八から四四一まで、四四二の一並びに大篠津町字安田三八八から三九〇まで、三九一の一、三九二の一及び二〇二八の一

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域（昭和五十五年二月二十日現在の地番による。）

大篠津町字東ノ
二

大篠津町字東ノ二のうち二二七の一、二二八の二、二二九の二、二二九の二、二三〇、二三一の一、二三一の二、二三二から二五五まで、七二〇の一、七二〇の二、七二〇の四、七二〇の五、七二一の六、七二一の七、七二二の一、九、七二一の二〇、七二一の四〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大篠津町字御崎
灘

大篠津町字御崎灘のうち二五九から二六三まで、二六六の五、二七〇の四、二八二の三の一部、二八五、二八七の六、二八九から二九一まで、二九二の一、二九三、二九四の一、二九五、二九六の三、二九七の一から二九七の三まで、二九八の一、二九八の二、二九八の五、二九八の六、二九九、四六七、六一七、六二四の一から六二四の四まで、六二五、六二六、二〇二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大篠津町字下三
間割

大篠津町字下三間割のうち三七四、四二四、四二四の二、四二五から四三〇まで、四三〇の一、四三一から四三五まで、四三六の一、四三七の二、四三七の四、四三八から四四一まで及び四四二の一以外の区域
大篠津町字安田
一、三九二の一及び二〇二八の一以外の区域

二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	昭和五十五年五月十五日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇六	昭和五十五年五月十六日

秋山歯科医院

鳥取市瓦町一七一

昭和五十五年五月一日

鳥取県告示第四百七十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十五年五月二十九日	藤井外科医院	米子市奥谷二一五七

鳥取県告示第四百七十四号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

鳥取県告示第四百七十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関

の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭

和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条

第二項の規定により告示する。

昭和五十五年六月三日

辞退年月日	名 称	所 在 地
昭和五十五年五月二十九日	鳥取県知事 平 林 鴻 三 宮脇 医院	鳥取市西町五丁目一〇一

鳥取県告示第四百七十八号

昭和五十五年四月三十日付けで東伯町から申請のあつた野田地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三

十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年五月二十九日	藤井外科医院	米子市奥谷一一五七

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

縦覧期
異議の申出
四
東伯町役場
三
縦覧に供する場所
二
縦覧に供する期間
一
縦覧に供する書類
換地計画書の写し

昭和五十五年六月四日から二十日間

鳥取県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町から同町が行う土地改良事業に係る下佐貫第二地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年四月十九日 鳥取県指令受都計第九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉町三丁目八五二番地七 田 中 富士峰